

法第二十三条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、市町村からの求めがあつた場合は、前項の改善の内容を、当該市町村に報告しなければならない。
- 5 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、その提供した指定介護予防訪問入浴介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第七十六条第一項第三号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 6 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあつた場合は、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(地域との連携)

**第五十五条の九** 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防訪問入浴介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

**第五十五条の十** 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に対し連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の事故の状況及びその際に採った処置について記録しなければならない。
- 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、第一項に規定する場合であつて、当該利用者の損害を賠償すべきときには、速やかに、当該損害の賠償をしなければならない。

(会計の区分)

**第五十五条の十一** 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防訪問入浴介護の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

第五十六条第二項第一号中「次条において準用する第二十条第二項」を「第五十一条の十三第二項」に改め、同項第二号中「次条において準用する第二十四条」を「第五十二条の三」に改め、同項第三号中「次条において準用する第三十五条第二項」を「第五十五条の八第二項」に改め、同項第四号中「次条において準用する第三十七条第二項」を「第五十五条の十第二項」に改める。

第五十七条を次のように改める。

**第五十七条 削除**

第六十二条第一項中「基準該当介護予防訪問介護事業所」を「基準該当介護予防訪問入浴介護事業所」に改める。

第六十三条中「第九条から第十五条まで、第十七条から第二十条まで、第二十二条、第二十四条及び第二十九条から第三十八条まで（第三十五条第五項及び第六項を除く。）並びに」を削り、「第四節（の下に「第五十一条の九、」を加え、「及び第五十七条」を「並びに第五十五条の八第五項及び第六項」に、「第九条第一項中「第二十七条」とあるのは「第五十五条」と、同項、第十九条、第三十条第一項及び第三十一条中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防訪問入浴介護従業者」と、第二十条第一項」を「第五十一条の十三第一項」に、「当該指定介護予防訪問介護」を「当該指定介護予防訪問入浴介護」に改め、「第二十二条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と、第三十条第二項中「設備及び備品等」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と」を削り、「前項」との下に、「第五十二条の二中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と」を加える。

第七十四条第二項第四号中「第二十条第二項」を「第五十一条の十三第二項」に改め、同項第五号中「第二十四条」を「第五十二条の三」に改め、同項第六号中「第三十五条第二項」を「第五十五条の八第二項」に改め、同項第七号中「第三十七条第二項」を「第五十五条の十第二項」に改める。

第七十五条中「第九条、第十条、第十二条から第十四条まで、第十六条から第二十条まで、第二十二条、第二十四条、第二十九条から第三十八条まで及び第五十四条」を「第五十一条の二、第五十一条の三、第五十一条の五から第五十一条の七まで、第五十一条の九から第五十一条の十三まで、第五十二条の二、第五十二条の三、第五十四条及び第五十五条の二から第五十五条の十一まで」に、「第九条第一項中「第二十七条」を「第五十一条の二第一項中「第五十五条」に、「第十九条、第二十九条、第三十条第一項及び第三十一条中「訪問介護員等」を「第五十一条の十二、第五十五条の二、第五十五条の三第一項及び第五十五条の四中「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第十四条中」を「第五十一条の七中」に改め、「病歴」との下に、「第五十五条の三第二項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と」を加える。

第八十四条第二項第二号中「第二十条第二項」を「第五十一条の十三第二項」に改め、同項第三号中「第二十四条」を「第五十二条の三」に改め、同項第四号中「第三十五条第二項」を「第五十五条の八第二項」に改め、同項第五号中「第三十七条第二項」を「第五十五条の十第二項」に改める。

第八十五条中「第九条から第十四条まで、第十六条から第二十条まで、第二十二条、第二十四条、第二十九条から第三十二条まで、第三十四条から第三十八条まで、第五十四条」を「第五十一条の二から第五十一条の七まで、第五十一条の九から第五十一条の十三まで、第五十二条の二、第五十二条の三、第五十四条、第五十五条の二から第五十五条の五まで、第

五十五条の七から第五十五条の十一まで」に、「第九条第一項中「第二十七条」を「第五十一条の二第一項中「第五十五条」に、「第十九条、第二十九条、第三十条第一項及び第三十一条中「訪問介護員等」を「第五十一条の十二、第五十五条の二、第五十五条の三第一項及び第五十五条の四中「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第十四条中」を「第五十一条の七中」に改め、「病歴」との下に、「第五十五条の三第二項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」とを加える。

第八十七条第一号中「サービス担当者会議」の下に「又はリハビリテーション会議（介護予防訪問リハビリテーション計画又は介護予防通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士等、指定介護予防支援等基準第二条に規定する担当職員、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会議をいう。以下同じ。）」を加え、同条第十三号中「第十一号」を「第十二号」に改め、同号を同条第十四号とし、同条中第十二号を第十三号とし、第六号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標並びに当該目標を踏まえたリハビリテーションの提供の内容について整合性のとれた介護予防訪問リハビリテーション計画を作成した場合は、第二百二十六条第二号から第五号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第二号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第九十二条第二項第一号中「第二十条第二項」を「第五十一条の十三第二項」に改め、同項第二号中「第二十四条」を「第五十二条の三」に改め、同項第三号中「第三十五条第二項」を「第五十五条の八第二項」に改め、同項第四号中「第三十七条第二項」を「第五十五条の十第二項」に改める。

第九十四条中「第九条から第十四条まで、第十七条、第十九条、第三十条、第二十二條、第二十四条、第二十九条から第三十二条まで、第三十四条から第三十八条まで、第五十四条」を「第五十一条の二から第五十一条の七まで、第五十一条の十、第五十一条の十二、第五十一条の十三、第五十二条の二、第五十二条の三、第五十四条、第五十五条の二から第五十五条の五まで、第五十五条の七から第五十五条の十一まで」に、「第九条第一項中「第二十七条」を「第五十一条の二第一項中「第五十五条」に、「第十九条、第二十九条、第三十条第一項及び第三十一条中「訪問介護員等」を「第五十一条の十二、第五十五条の二、第五十五条の三第一項及び第五十五条の四中「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第十四条中」を「第五十一条の七中」に、「第十九条中」を「第五十一条の十二中」に、「読み替える」を「第五十五条の三第二項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と読み替える」に改める。

第七章の章名を次のように改める。

### 第七章 削除

第七章第一節から第六節までの節名を削る。

第九十七条から第一百六条までを次のように改める。

### 第九十七条から第一百六条まで 削除

第八章第四節中第一百二十条の前に次の二条を加える。

(利用料等の受領)

**第一百十九条の一** 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防通所リハビリテーションを提供した際には、利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防通所リハビリテーションに係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者を支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防通所リハビリテーションを提供した際に利用者から支払を受ける利用料の額と当該指定介護予防通所リハビリテーションに係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、利用者から次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

一 当該利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する当該利用者に対し行う送迎に要する費用

二 食事の提供に要する費用

三 おむつ代

四 前三号に掲げるもののほか、指定介護予防通所リハビリテーションにおいて提供される便宜のうち日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、当該利用者負担させることが適当と認められる費用

4 前項第二号に掲げる費用については、知事が別に定めるところによるものとする。

5 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、第三項各号に掲げる費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し当該サービス内容及び費用について説明し、当該利用者の同意を得なければならない。

(緊急時等の対応)

**第一百十九条の三** 介護予防通所リハビリテーション従業者は、現に指定介護予防通所リハビリテーションの提供を行っている時に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに、主治の医師への連絡その他の必要な措置を講じなければならない。

第二百一条の次に次の三条を加える。

(勤務体制の確保等)

**第二百一条の二** 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者に対し適切な指

定介護予防通所リハビリテーションを提供することができるよう、指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごとに、介護予防通所リハビリテーション従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごとに、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所の介護予防通所リハビリテーション従業者により指定介護予防通所リハビリテーションを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、介護予防通所リハビリテーション従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

**第二百一十一条の三** 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用定員を超えて指定介護予防通所リハビリテーションの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

**第二百一十一条の四** 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、震災、風水害、火災その他の非常災害（以下「非常災害」という。）に備えるため、周辺の地域の環境及び利用者の特性等を踏まえ、利用者の安全の確保のための体制及び避難の方法等を定めた具体的な計画を策定しなければならない。

- 2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、前項の計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携並びに利用者の円滑な避難誘導に必要な体制を整備し、これらを定期的に従業者、利用者等に周知しなければならない。
- 3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他の必要な訓練を行わなければならない。
- 4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、第一項の計画を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行わなければならない。

第二百一十三条第二項第二号中「第二十条第二項」を「第五十一条の十三第二項」に改め、同項第三号中「第二十四条」を「第五十二条の三」に改め、同項第四号中「第三十五条第二項」を「第五十五条の八第二項」に改め、同項第五号中「第三十七条第二項」を「第五十五条の十第二項」に改める。

第二百一十四条中「第九条から第十四条まで、第十六条から第十八条まで、第二十条、第二十二條、第二十四条、第二十五条、第三十一条、第三十二条、第三十四条から第三十八条まで、第六十九条、第一百一条及び第一百三三から第一百五五まで」を「第五十一条の二から第五十一条の七まで、第五十一条の九から第五十一条の十一まで、第五十一条の十三、第五十二条の二、第五十二条の三、第五十五条の四、第五十五条の五、第五十五条の七から第五十五条の十一まで及び第六十九条」に、「第九条第一項中「第二十七条」を「第五十一条の二第二項中「第五十五条」に、「第二十五条及び第三十一条中「訪問介護員等」を「及び第五十

五条の四中「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第十四条中」を「第五十一条の七中」に改める。

第二百五十五条第三項中「口腔機能」を「口腔機能」に改める。

第二百二十六条第一号中「サービス担当者会議」の下に「又はリハビリテーション会議」を加え、同条第十二号中「第十号」を「第十一号」に改め、同号を同条第十三号とし、同条中第十一号を第十二号とし、第六号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加するものに限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標並びに当該目標を踏まえたリハビリテーションの提供の内容について整合性のとれた介護予防通所リハビリテーション計画を作成した場合は、第八十七条第二号から第五号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第二号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第二百二十七条第一号中「アセスメント」の下に「（指定介護予防支援等基準第三十条第七号に規定するアセスメントをいう。）」を加える。

第二百三十二条第一項第二号イ中「第二百五条第二項」を「第二百二十一条の四第一項」に改め、同号ロ中「第二百五条第三項」を「第二百二十一条の四第三項」に、「第二百五条第一項」を「第二百二十一条の四第一項」に改める。

第二百三十四条第二項中「第九条第二項」を「第五十一条の二第二項」に改める。

第四百十条に次の一項を加える。

2 利用者の状況又はその家族等の事情により、指定介護予防支援事業所（指定介護予防支援等基準第二条に規定する指定介護予防支援事業所をいう。）の担当職員が、緊急に指定介護予防短期入所生活介護を受けることが必要と認められた者に対し、介護予防サービス計画において位置付けられていない指定介護予防短期入所生活介護を提供する場合であつて、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がないときは、前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる利用者数を超えて、静養室において指定介護予防短期入所生活介護を行うことができるものとする。

第四百十条の次に次の一条を加える。

（衛生管理等）

**第四百十条の二** 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の使用する食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所に

において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第四百二十二条第二項第二号中「第二十条第二項」を「第五十一条の十三第二項」に改め、同項第四号中「第二十四条」を「第五十二条の三」に改め、同項第五号中「第三十五条第二項」を「第五十五条の八第二項」に改め、同項第六号中「第三十七条第二項」を「第五十五条の十第二項」に改める。

第四百二十三条中「第十条から第十四条まで、第十六条、第十七条、第二十条、第二十二條、第二十四条、第三十一条から第三十八条まで」を「第五十一条の三から第五十一条の七まで、第五十一条の九、第五十一条の十、第五十一条の十三、第五十二条の二、第五十二条の三」に、「第百三条、第百五条及び第百六条」を「第五十五条の四から第五十五条の十一まで、第百二十一条の二及び第百二十一条の四」に、「第三十一条中「訪問介護員等」とあるのは、」を「第五十五条の四中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは」に、「読み替える」を、「第百二十一条の二第三項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と読み替える」に改める。

第四百五十四条第一項第二号イ中「第百五条第一項」を「第百二十一条の四第一項」に改め、同号ロ中「第百五条第三項」を「第百二十一条の四第三項」に、「第百五条第一項」を「第百二十一条の四第一項」に改める。

第四百六十条中「第百三十八条」の下に、「第四百十条の二」を加え、「第百三条」を「第百二十一条の二」に改める。

第四百六十六条の見出し中「指定介護予防通所介護事業所等」を「指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等」に改め、同条中「指定介護予防通所介護事業所若しくは」を削り、「」第十三条」を「。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。」第十三条」に改め、「をいう。）」の下に「若しくは指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第一項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）」を加え、「指定介護予防通所介護事業所等」を「指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等」に改める。

第四百六十七条第四項、第四百七十条第一項並びに第四百七十一条の見出し及び同条中「指定介護予防通所介護事業所等」を「指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等」に改める。

第四百七十二条中「第十条から第十四条まで、第十七条、第二十条、第二十二條、第二十四条、第三十一条から第三十八条まで（第三十五条第五項及び第六項を除く。）」を「第五十一条の三から第五十一条の七まで、第五十一条の十、第五十一条の十三、第五十二条の二、第五十二条の三」に、「第百三条、第百五条、第百六条」を「第五十五条の四から第五十五条の十一まで（第五十五条の八第五項及び第六項を除く。）」、「第百二十一条の二、第百二十一条の四」に、「第二十条第二項」を「第五十一条の十三第二項」に、「指定介護予防訪問介護」を「指定介護予防訪問入浴介護」に、「第二十二條中」を「第五十二条の二中」に、「第三十一条中「訪問介護員等」を「第五十五条の四中「介護予防訪問入浴介護従業者」に

改め、「介護予防短期入所生活介護従業者」との下に、「第二百二十一条の二第三項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」とを、「前項」との下に、「第四十条第二項中「静養室」とあるのは「静養室等」とを加える。

第八十一条第二項第二号中「第二十条第二項」を「第五十一条の十三第二項」に改め、同項第四号中「第二十四条」を「第五十二条の三」に改め、同項第五号中「第三十五条第二項」を「第五十五条の八第二項」に改め、同項第六号中「第三十七条第二項」を「第五十五条の十第二項」に改める。

第八十二条中「第十条から第十四条まで、第十六条、第十七条、第二十條、第二十一条、第二十四条、第三十一条、第三十二条、第三十四条から第三十八条まで」を「第五十一条の三から第五十一条の七まで、第五十一条の九、第五十一条の十、第五十一条の十三、第五十二条の二、第五十二条の三」に、「第百三条、第百五条」を「第五十五条の四、第五十五条の五、第五十五条の七から第五十五条の十一まで、第二百二十一条の二、第二百二十一条の四」に、「第三十一条中「訪問介護員等」を「第五十五条の四中「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第百三十四条中」を「第二百二十一条の二第三項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第百三十四条中」に、「読み替える」を、「「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と読み替える」に改める。

第九十七条中「第百三条」を「第二百二十一条の二」に改める。

第二百三条第三項を削る。

第二百四条第一項第二号イ中「のうち要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成十一年厚生省令第五十八号。以下「認定省令」という。）第二条第一項第二号に規定する要支援二に該当する者の数が三又はその端数を増すごとに二以上及び利用者のうち同項第一号に規定する要支援一に該当する者」を削り、同条第二項第二号イ中「利用者のうち認定省令第二条第一項第二号に規定する要支援二に該当する者及び」を削り、「利用者の数」の下に「及び利用者の数に十分の三を乗じて得た数の合計数」を加え、「並びに利用者のうち同項第一号に規定する要支援一に該当する者の数が十又はその端数を増すごとに二以上」を削る。

第二百七条第四項中「第九条第二項」を「第五十一条の二第二項」に改める。

第二百九条を次のように改める。

## 第二百九条 削除

第二百七条第二項中「第四号、第七号及び第八号」を「第三号、第六号及び第七号」に改め、同項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同項第六号中「第二十四条」を「第五十二条の三」に改め、同号を同項第五号とし、同項第七号中「第三十五条第二項」を「第五十五条の八第二項」に改め、同号を同項第六号とし、同項第八号中「第三十七条第二項」を「第五十五条の十第二項」に改め、同号を同項第

七号とする。

第二百十八条中「第十二条、第十三条、第二十二條、第二十四條、第三十一条から第三十八条まで、第五十三條、第五十四條、第百五条及び第百六條」を「第五十一条の五、第五十一条の六、第五十二条の二から第五十四條まで、第五十五條の四から第五十五條の十一まで、第二百二十一条の四及び第百四十條の二」に、「第三十一条中「訪問介護員等」を「第五十三條及び第五十五條の四中「介護予防訪問入浴介護従業者」に改める。

第二百二十六条中「指定介護予防サービス事業者」を「事業者」に改める。

第二百三十一条第四項中「第九条第二項」を「第五十一条の二第二項」に改める。

第二百三十三条第二項中「受託介護予防サービス事業者は」の下に「、指定居宅サービス事業者」を加え、「又は」を「若しくは」に改め、「指定地域密着型介護予防サービス事業者」の下に「又は指定事業者」を加え、同条第三項中「指定介護予防訪問介護」を「指定訪問介護、指定通所介護」に改め、「指定介護予防通所介護」を削り、「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」を「指定地域密着型介護予防サービス基準」に、「とする」を「並びに第一号訪問事業（指定事業者により行われるものに限る。以下「指定第一号訪問事業」という。）に係るサービス及び第一号通所事業（指定事業者により行われるものに限る。以下「指定第一号通所事業」という。）に係るサービスとする」に改め、同条第四項中「指定介護予防訪問介護、指定介護予防訪問看護及び指定介護予防通所介護」を「次に掲げる事業」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 指定訪問介護又は指定第一号訪問事業に係るサービス
- 二 指定通所介護又は指定第一号通所事業（機能訓練を行う事業を含むものに限る。）に係るサービス
- 三 指定介護予防訪問看護

第二百三十四条第二項中「第九号」を「第八号」に改め、同項第四号中「第二十四條」を「第五十二条の三」に改め、同項第五号中「第三十五条第二項」を「第五十五條の八第二項」に改め、同項第六号中「第三十七条第二項」を「第五十五條の十第二項」に改め、同項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、第十号を第九号とする。

第二百三十五条中「第十二条、第十三条、第二十二條、第二十四條、第三十一条から第三十八条まで、第五十三條、第五十四條、第百五条、第百六條」を「第五十一条の五、第五十一条の六、第五十二条の二から第五十四條まで、第五十五條の四から第五十五條の十一まで、第二百二十一条の四、第百四十條の二」に、「第三十一条中「訪問介護員等」を「第五十五條の四中「介護予防訪問入浴介護従業者」に改め、「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と」の下に「、第五十五條の六中「指定介護予防訪問入浴介護事業所」とあるのは「指定介護予防特定施設及び受託介護予防サービス事業所」と」を加える。

第二百四十四条の見出し中「確保」を「確保等」に改め、同条に次の一項を加える。

- 2 福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽<sup>びん</sup>に励み、指定福祉用具貸与の目的を達成するため

に必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

第二百四十八条第二項第一号中「第二十条第二項」を「第五十一条の十三第二項」に改め、同項第三号中「第二十四条」を「第五十二条の三」に改め、同項第四号中「第三十五条第二項」を「第五十五条の八第二項」に改め、同項第五号中「第三十七条第二項」を「第五十五条の十第二項」に改める。

第二百四十九条中「第九条から第二十号まで、第二十二号、第二十四号、第三十二号から第三十八号まで」を「第五十一条の二から第五十一条の十三まで、第五十二条の二、第五十二条の三」に、「並びに第百三条第一項」を「第五十五条の五から第五十五条の十一まで並びに第百二十一条の二第一項」に、「第九条第一項中「第二十七条」を「第五十一条の二第一項中「第五十五条」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第十一条」を「第五十一条の四」に、「第十五条第二項」を「第五十一条の八第二項」に、「第十九条」を「第五十一条の十二」に、「第二十条第一項」を「第五十一条の十三第一項」に、「第二十二号中」を「第五十二条の二中」に、「第百三条第二項」を「第百二十一条の二第二項」に改める。

第二百五十二条の見出し中「介護予防福祉用具計画」を「介護予防福祉用具貸与計画」に改める。

第二百五十四条中「第九条から第十五号まで、第十七号から第二十号まで、第二十二号、第二十四号、第三十二号から第三十八号まで（第三十五条第五項及び第六項を除く。）、第五十四号並びに第百三条第一項」を「第五十一条の二から第五十一条の八まで、第五十一条の十から第五十一条の十三まで、第五十二条の二、第五十二条の三、第五十四号、第五十五条の五から第五十五条の十一まで（第五十五条の八第五項及び第六項を除く。）並びに第百二十一条の二第一項」に、「第九条第一項中「第二十七条」を「第五十一条の二第二項中「第五十五条」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第十一条」を「第五十一条の四」に、「第十五条第二項」を「第五十一条の八第二項」に、「第十九条」を「第五十一条の十二」に、「第二十条第一項」を「第五十一条の十三第一項」に、「指定介護予防訪問介護」を「指定介護予防訪問入浴介護」に、「第二十二号中」を「第五十二条の二中」に、「第百三条第二項」を「第百二十一条の二第二項」に改める。

第二百六十二条第二項第二号中「第二十四条」を「第五十二条の三」に改め、同項第三号中「第三十五条第二項」を「第五十五条の八第二項」に改め、同項第四号中「第三十七条第二項」を「第五十五条の十第二項」に改める。

第二百六十三条中「第九条から第十五号まで、第十七号から第十九号まで、第二十四号、第三十条、第三十二号から第三十八号まで」を「第五十一条の二から第五十一条の八まで、第五十一条の十から第五十一条の十二まで、第五十二条の三」に、「第百三条第一項」を「第五十五条の三、第五十五条の五から第五十五条の十一まで、第百二十一条の二第一項」に、「第九条第一項中「第二十七条」を「第五十一条の二第二項中「第五十五条」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第十一条」を「第五十一条の四」

に、「第十五条第二項」を「第五十一条の八第二項」に、「第十九条」を「第五十一条の十二」に、「第百三条第二項」を「第百二十一条の二第二項」に改める。

(指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

**第五条** 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十五年栃木県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「生活機能訓練室」を「生活機能回復訓練室」に改める。

(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

**第六条** 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十六年栃木県条例第六十号)の一部を次のように改正する。

第十六条中第二十五号を第二十六号とし、第十六号から第二十四号までを一号ずつ繰り下げ、同条第十五号中「第十一号」を「第十二号」に、「第十二号」を「第十三号」に改め、同号を同条第十六号とし、同条中第十四号を第十五号とし、第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十五年栃木県条例第十四号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。))第二十五条第一項の訪問介護計画をいう。)その他の指定居宅サービス等基準条例において位置付けられている計画の提出を求めること。

第十六条に次の一号を加える。

二十七 指定居宅介護支援事業者は、法第百十五条の四十八第四項の規定に基づき、会議から同条第二項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあつた場合には、これに協力するよう努めなければならないこと。

第三十二条第二項第一号中「第十六条第十二号」を「第十六条第十三号」に改める。

## 附 則

(施行期日)

**第一条** この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

(介護予防訪問介護に関する経過措置)

**第二条** 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成二十六年法律第八十三号。以下「整備法」という。)附則第十一条又は第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第五条の規定(整備法附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。以下同じ。)による改正前の介護保険法(平成九年法律第百二十三号。以下「旧法」という。)第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護(以下「旧指定介護予防訪問介護」という。)又は旧法第五十四条第一項第二号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護若しくはこれに相当するサービス(以下「旧基準該当介護予防訪問介護」という。)については、次に掲げる規定

は、なおその効力を有する。

一 第三条の規定による改正前の指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「旧指定居宅サービス等基準条例」という。）第六条第二項及び第五項、第八条第二項、第四十三条第三項並びに第四十五条第二項の規定

二 第四条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「旧介護予防サービス等基準条例」という。）第五条及び第七条から第四十七条までの規定

**第三条** 旧指定介護予防訪問介護については、前条第二号に規定するもののほか、次条に定めるところによる。

（旧指定介護予防訪問介護に係る人員に関する基準）

**第四条** 旧指定介護予防訪問介護の事業を行う者（以下「旧指定介護予防訪問介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「旧指定介護予防訪問介護事業所」という。）ごとに置くべき訪問介護員等（旧指定介護予防訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は旧法第八条の二第二項の政令で定める者をいう。以下この条において同じ。）の員数は、常勤換算方法で、二・五以上とする。

2 旧指定介護予防訪問介護事業者は、旧指定介護予防訪問介護事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者（当該旧指定介護予防訪問介護事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、旧指定介護予防訪問介護の事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における旧指定介護予防訪問介護及び指定訪問介護の利用者。以下この条において同じ。）の数が四十又はその端数を増すごとに一人以上の者をサービスの提供に関する責任者（以下「サービス提供責任者」という。）としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。

3 前項の利用者の数は、前三月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数とする。

4 サービス提供責任者は、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者であつて、専ら旧指定介護予防訪問介護に従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する旧指定介護予防訪問介護の提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。

5 第二項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を三人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を一人以上配置している旧指定介護予防訪問介護事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあつては、当該旧指定介護予防訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が五十又はその端数を増すごとに一人以上とすることができる。

6 旧指定介護予防訪問介護事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、旧指定

介護予防訪問介護の事業と指定訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、旧指定居宅サービス等基準条例第六条第一項から第四項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、第一項から第四項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

**第五条** 附則第二条第二号の規定によりなおその効力を有するものとされる旧介護予防サービス等基準条例第八条第二項並びに前条第二項及び第六項の規定は、旧指定介護予防訪問介護事業者が整備法第五条の規定による改正後の介護保険法（以下「新法」という。）第百十五条の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業（旧指定介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受けている場合について準用する。この場合において、旧介護予防サービス等基準条例第八条第二項中「指定訪問介護事業者」とあるのは「第一号訪問事業（指定介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。以下この条において同じ。）に係る指定事業者」と、「指定訪問介護の事業」とあるのは「第一号訪問事業」と、「指定居宅サービス等基準条例第八条第一項に規定する」とあるのは「市町村が定める第一号訪問事業の」と、前条第二項中「指定訪問介護事業者」とあるのは「第一号訪問事業（旧指定介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。以下この条において同じ。）に係る指定事業者」と、「指定訪問介護の事業」とあるのは「第一号訪問事業」と、「及び指定訪問介護」とあるのは「及び第一号訪問事業」と、同条第六項中「指定訪問介護事業者」とあるのは「第一号訪問事業に係る指定事業者」と、「指定訪問介護の事業」とあるのは「第一号訪問事業」と、「旧指定居宅サービス等基準条例第六条第一項から第四項までに規定する」とあるのは「市町村が定める第一号訪問事業の」と読み替えるものとする。

**第六条** 附則第二条第二号の規定によりなおその効力を有するものとされる旧介護予防サービス等基準条例第四十三条第三項及び第四十五条第二項の規定は、旧基準該当介護予防訪問介護の事業と新法第百十五条の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業（旧基準該当介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）を同一の事業所において一体的に運営している場合について準用する。この場合において、旧介護予防サービス等基準条例第四十三条第三項中「基準該当訪問介護の事業」とあるのは「第一号訪問事業（基準該当介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。以下この条及び第四十五条において同じ。）」と、「指定居宅サービス等基準条例第四十三条第一項及び第二項に規定する」とあるのは「市町村が定める第一号訪問事業の」と、旧介護予防サービス等基準条例第四十五条第二項中「基準該当訪問介護の事業」とあるのは「第一号訪問事業」と、「指定居宅サービス等基準条例第四十五条第一項に規定する」とあるのは「市町村が定める第一号訪問事業の」と読み替えるものとする。

（介護予防通所介護に関する経過措置）

**第七条** 旧法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第八条の二第七項に規定する介護予防通所介護（以下「旧指定介護予防通所介護」という。）又は旧法第

五十四条第二項第二号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第八条の二第七項に規定する介護予防通所介護若しくはこれに相当するサービス（以下「旧基準該当介護予防通所介護」という。）については、次に掲げる規定は、なおその効力を有する。

一 旧指定居宅サービス等基準条例第百条第一項第三号及び第八項、第百二条第四項、第百三十二条第一項第三号及び第七項並びに第百三十四条第四項の規定

二 旧介護予防サービス等基準条例第九十七条から第九十九条まで及び第百一条から第百八条までの規定、同条において準用する第九条から第十八条まで、第二十条、第二十二條、第二十四条、第二十五条、第三十一条から第三十六条まで及び第三十八条の規定、第百九条から第百十六条までの規定、同条において準用する第九条から第十五条まで、第十七条、第十八条、第二十条、第二十二條、第二十四条、第二十五条、第三十一条から第三十六條まで（第三十五条第五項及び第六項を除く。）及び第三十八条の規定並びに第百六十六條、第百六十七條第四項、第百七十條第一項及び第百七十一條の規定

**第八条** 旧指定介護予防通所介護については、前条第二号に規定するもののほか、次条及び附則第十条に定めるところによる。

（旧指定介護予防通所介護に係る設備に関する基準）

**第九条** 旧指定介護予防通所介護の事業を行う事業所には、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を設けるほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに旧指定介護予防通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。

一 食堂及び機能訓練室 それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに利用定員の数を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。

二 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

3 第一項に規定する設備は、専ら当該旧指定介護予防通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する旧指定介護予防通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 前項ただし書の場合において、旧指定介護予防通所介護の事業を行う者（以下「旧指定介護予防通所介護事業者」という。）が第一項に規定する設備を利用し、夜間及び深夜に旧指定介護予防通所介護以外のサービスを提供するときは、当該サービスの内容を、当該サービスの提供の開始前に、知事に届け出るものとする。

5 旧指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、旧指定介護予防通所介護の事業と指定通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、旧指定居宅サービス等基準条例第百二条第一項から第三項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもつて、第一項から第三項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。